

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2015 年 2 月 12 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 060-0002

住所

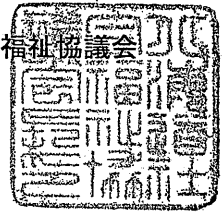
札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011-251-3897

評価機関名 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

認証番号 北海道 第12-006号

代表者氏名 会長 三宅 浩次



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	藤田 裕行	総合	第0089号
	(2)	大西 望	福祉	第0205号
	(3)	山崎 美智子	総合	第0150号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	人見保育所			
設置者名称	公益財団法人鉄道弘済会			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2013 年 11 月 28 日	~	2015 年 2 月 12 日	
利用者調査実施時期	2013 年 12 月 4 日	~	2014 年 1 月 8 日	
訪問調査日	2014 年 3 月 4 日			
評価合議日	2014 年 4 月 9 日			
評価結果報告日	2015 年 2 月 12 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

北海道社会福祉協議会

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：公益財団法人 鉄道弘済会

代表者氏名：会 長 佐々木 信幸

所在地：〒102-0083 東京都千代田区麹町5-1

TEL 03-5276-0311

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

○利用者、職員、地域と一体化した個性ある保育所づくり

法人としての組織整備が充実していることに加え、所長会議等、運営方針等の策定過程における意見集約の場で、北海道管理部を通じた積極的な提言を行う事により、個別保育所における保育の充実を図っています。

法人の理念、基本指針、中期経営計画に人見保育所の目指す個性を加味して、保育所としての理念、基本方針、業務遂行計画を策定し、職員、利用者、地域との協働による運営が行われています。職員会議等、入所説明会、懇談会、個別相談等における所長・主任保育士・担当保育士等による各レベルにおける対面手法の導入が、一層の効果を上げています。アンケートにおいても、保育内容のわかりやすい説明・報告が高い評価を得ています。

また、職員からの組織・サービス改善の発想は、「G o G o K A I Z E N」への応募を推奨することにより、職員の総意の下で具体的な改善が生み出され、組織と職員の一体となった経営が実践される仕組みが確立されています。

○職員のスキルアップを意図した研修体制の充実

人材育成については、法人の実施する段階別スキルアップ研修に加え、保育所内で協議し、職員本人の希望、保育所の専門性向上に向けた方針を踏まえた「個別研修計画」を策定して推進しています。

また、OJTにより職員の記録や事例検討の適格性をトレーニングしていこうとする意図をもって、実施6年目を迎える「保育実践研究集」に所長・主任が率先して参画し、人見保育所の問題意識を具体的な姿勢として示しています。

○自然環境を活かした特徴ある保育の実践

人見保育所の保育実践の特徴として、あふれる緑の中での保育が挙げられています。3年前に園舎・園庭を新築したため樹木の一部はなくなりましたが、現在、園庭整備の一環として「緑の再生」に取り組んでいます。

また、限界集落化している福島町千軒地区でワークキャンプを実施し、地域住民や保育所児童との交流と自然体験を通じた保育を実施しています。

「自然とのかかわりを通して主体的に遊び、感動し、友だちと共感し合う」ことを保育目標に保育を行っており、所長、主任保育士がデンマークで研修を受けて「森のようちえん」保育を実践しています。年長児が夏に2泊3日のキャンプに出かけ、ほたる鑑賞・森の散歩・ザリガニ観察、秋に栗拾い遠足、函館山登山などを行っています。森林の中で子どもが感性を研ぎ澄ませ、自然とのかかわりを学んでいます。自然の中で、のびのび遊ばせ、子どもの持っている感覚や感性を信じそれを引き出すようなかかわりをしていることは評価できます。

○職員参画の課題改善計画と継続性について

職員自らが課題改善に取り組み、課題の見直しや再認識の意識を持っており、職員の意識の高さが伺えます。また職員間や法人内での課題の共有や明確化により、長期的な課題改善計画への取り組む仕組みがみられます。このような法人としての「G o G o K A I Z E N」の取り組みの継続は高く評価できます。

○子どもと保護者に寄り添う相談体制について

職員は、積極的な保護者への関わりにより、相談や意見を述べやすい環境づくりに全体で取り組んでいます。また、平成24年度に改築された園舎には相談室が玄関ホールのわかりやすい位置に設置されており、プライバシーに配慮しています。園長は、臨床発達心理士の資格を有し、気になる子どもなどの専門的相談にも対応し、地域にも育児相談や子育てなんでも電話相談として開かれています。保護者だけでなく、地域の子育て支援にも積極的に取り組んでいる姿勢は高く評価できます。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度は第三者評価実施していただきありがとうございました。当保育所は三度目の受審となりましたが、保育所として受審した事で園が利用者にとって本当に役立つあたたかい、楽しい園として進んでいけるよう努力する事を学ばせていただきました。職員が一人ひとり保育の質の向上させていく事につなげて行きたいと思えます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 26 年 1 月 6 日

経営主体 (法人名)	公益財団法人鉄道弘済会		
事業所名 (施設名)	人見保育所	事業 種別	保育所
所在地	〒 040-0005 函館市人見町9番3号		
電 話	0138-52-5707		
F A X	0138-33-6387		
E-mail	hitomi-hoiku@kousaikai.or.jp		
U R L	http://www.kousaikai.or.jp/sukoyaka/hitomi/		
施設長氏名	所長 佐々木淑子		
調査対応ご担当者	佐々木淑子 (所属、職名：人見保育所 所長)		
利用定員	90名	開設年	昭和 29 年 7 月 31 日
理念・基本方針：	鉄道弘済会の保育理念：一人ひとりの子どもを大切にし、保護者や地域社会から信頼され選ばれる保育所を目指す 人見保育所の基本方針：①丈夫な身体づくり②豊かな生活経験をさせ想像力を育てる③仲間や自然を大切にし意欲的な子を育てる④地域や社会とつながりながら「みんなで子育て」をあいことばとする		
開所時間 (通所施設のみ)	7：15～18：15 18：15～19：15(延長保育)		

【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)	一時保育(6名)延長保育(登録制) 障害児保育・子育てなんでも相談(随時)臨床発達心理士 佐々木淑子(所長)対応・毎週水曜日9：00～11：00まで園庭、園舎開放・雨天時 絵本、紙芝居の読み聞かせの会 年間6回育児講座 世代間交流事業
-----------------	---

【利用者の状況に関する事項】（平成26年1月6日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	5名	18名	20名	18名	25名
5歳児	6歳児	合 計			
19名	0名	105名			

○障がいの状況

- ・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

- ・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

- ・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間：)

【職員の状況に関する事項】(平成26年1月6日現在)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	24名	1名	名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	18名	1名	名
非常勤	名	名	名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	2名	名	2名	名	名
非常勤	名	名	名	名	名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	名 (名)
保育士	18名 (名)
看護師	1名 (名)
管理栄養士	2名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	
(2) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和 年
(4) 改築年	平成 年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	862, 1 m ²
(2) 園庭面積	2009 m ²
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園(300平米ぐらい)に行き外遊びを行っている。
(3) 耐火・耐震構造	耐火 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	昭和 43 年
(5) 改築年	平成 24 年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制
(2) 建物面積	m ²
(3) 敷地面積	m ²
(4) 耐火・耐震構造	耐火 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震 <input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和 年
(6) 改築年	平成 年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 25 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

24 人

・ボランティアの業務

- ・読み聞かせや手遊びのボランティア
- ・小学生の園児との交流
- ・保育士を目指す高校生の保育体験

【実習生の受け入れ】

・平成 25 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 15 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

【その他特記事項】

評価細目の第三者評価結果（保育所）

公益財団法人鉄道弘済会

人見保育所

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ－１ 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－１－（１） 理念、基本方針が確立されている。		
Ⅰ－１－（１）－① 理念が明文化されている。	a	施設独自の保育理念が法人の基本理念を踏まえ、定められている。パンフレット、要覧、保育内容説明資料等に明示し、施設内に掲示している。理念実現のための組織体制については、保育基本図「人見保育所の基本」に整理され、施設運営との整合性がとれている。
Ⅰ－１－（１）－② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a	保育基本図「人見保育所の基本」に、理念、保育方針を具体化するための組織に関する課題認識、社会資源との連携等を示し、日常業務との整合性がとれている。保育理念、保育方針、保育目標が一環した内容になっており、具体的な「保育の基本内容」の根拠となっている。
Ⅰ－１－（２） 理念や基本方針が周知されている。		
Ⅰ－１－（２）－① 理念や基本方針が職員に周知されている。	a	各会議、委員会や研修において、理念・基本方針について継続的に周知を行っている。会議は月1回開催する職員会議の他、保育会議、給食会議、障害児・未満児対応の特別支援会議等がある。法人としての考えについても、本部で検討した内容は所長会議に伝えられ、北海道の保育所の所長・主任会議を経て、職員会議に付議される仕組みを確立している。
Ⅰ－１－（２）－② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	a	要覧・HP（すこやかネット）に掲載するとともに、保育内容説明会や懇談会（3回実施）において毎年、所長が説明している。保育内容説明会は、新入児の父母だけではなく、在園児の父母も対象としている。入所時の説明は個別に主任が実施している。アンケートでも、具体的な保育内容を含めての丁寧な説明に、95%の保護者が満足している。また、土曜日に保育参加日を設け、保育経過のポイントを説明するとともに、父母対象の体験企画を実施し理解を深めている。

Ⅰ－２ 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅰ－２－（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
Ⅰ－２－（１）－① 中・長期計画が策定されている。	a	法人として3年間の中期経営計画「KOUSA I 創る2014」を策定している。これは、理念や基本方針の実現に向けた内容となっており、職員配置や人材育成、施設整備など具体的な個別計画が策定されている。
Ⅰ－２－（１）－② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a	法人の中期経営計画に基づく「人見保育所業務遂行計画」を策定し、地域の状況や、利用者ニーズ、保育実践上の課題等を踏まえ、目標を明確化している。

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a	法人の中期経営計画を基とした園の事業計画は、年度当初に職員会議の場において、全職員に説明・配布されるとともに、職員は法人独自の取組である「GOGOKAIZEN」により評価や見直し、改善を行っている。また、特別支援保育担当者会議、給食会議、保育会議を定期開催し、集約した課題については全職員で構成する職員会議で検討している。保育計画策定は、その結果を踏まえ、所長、主任、フリー保育士2名を中心に職員全員が準備作業に関わるなど、組織的な取り組みになっている。
I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a	各種会議における課題集約等、計画策定段階から全職員が参画しているため、職員の課題認識は共通している。また、完成した事業計画は全職員に配布され、保育所運営や保育内容の方向性について確認できる。
I-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a	4月に開催する入所説明会や懇談会等の場において、保育計画を説明している。計画策定段階から全職員が参画し、職員の課題認識は共通しているため、家族アンケートでは、保育所からの説明・情報提供には満足度が高く、具体的に丁寧な対応が評価されている。

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	a	管理者の役割と責任は、管理規程に明文化し、組織図及び業務分担表に明示している。また、職員会議や所内研修等において、管理者の役割と責任を表明し、職員の理解促進を図っている。朝や午睡時の関わりを通じて相談を受けるなど臨機応変な対応を行っている。また、職員への事例検討会議におけるトレーニング等を通じてリーダーシップを発揮している。
I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	法人として、遵守すべき法令等にかかる資料を作成・配布し、理解を深めるために職員研修を実施している。また、所長は、法人内外の研修会に積極的に参加し、そこで得た必要な情報を都度、所内にて周知している。直近では、他の保育所において障害児の情報について語られていたことを受け、個人情報に関する学習会を開催している。
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	a	最近の福祉動向については、外部研修等で情報を得ているが、管理者の臨床発達心理士資格取得により、管理者が研修講師として事例研究等にリーダーシップを発揮している。その中で中堅職員の育成に力を入れ、次世代の保育士育成を意識的に推進している。一例としては、これまで1700巻収集している「紙芝居」のデジタル化を独自に実施し、保育の文化伝承を図っている。
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	a	法人独自の「GOGOKAIZEN」の取り組みは、事業計画に位置づけられ、積極的に実施している。日常的な保育にかかる諸課題について、職員と管理者の協議により、業務改善を一体的かつ効率的に取り組むことで管理者の指導力が発揮されている。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-（1） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-（1）-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a	法人全体の経営分析の他に、北海道管理部において実施する所長会議において決算、事業報告について分析している。その結果は、職員会議等で説明され課題の共有化を図っている。また、地域の保育ニーズについても、保育所主催の育児講座（年6回）等を通じて把握され、虐待児童の発見、転勤家族の児童支援、学童保育の実施等が課題として認識されている。
Ⅱ-1-（1）-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a	法人により経営分析が実施され、取り組むべき課題については法人理事からの説明がなされている。また「G○G○KAIZEN」に取り組む視点は、コスト意識にも反映され、職員の経営意識の向上につながっている。
Ⅱ-1-（1）-③ 外部監査が実施されている。	a	法人として、公認会計士による外部監査を実施している。監査では、法人の経営改善に関する指導を受け、各保育所の管理者、主任が保育現場とのつなぎ役となり、「G○G○KAIZEN」活動と連動させることで成果をあげている。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ-2-（1） 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-（1）-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a	法人本部において、人材育成に関する基本方針、人員配置の具体的なプランを確立し、人事管理に関する基本的な考え方を定めている。職種に応じた専門資格の取得促進は、保育方針・運営計画に明記しており、重点事項であることがうかがえる。障害者雇用に関しては法人で対応している。
Ⅱ-2-（1）-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a	人事考課制度を導入し、職員の評価を年2回実施している。この制度は、客観的な指標に基づき、制度対応並びに組織活性化のために取り組むとした目的・意図を職員に周知している。また、評価者の客観性・公平性を担保するための研修も継続実施している。
Ⅱ-2-（2） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-（2）-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a	個々の職員からの自己申告書をもとに管理者との個別面談を年1回実施し、改善する仕組みを整えている。また、職員の就業状況に関するデータを把握し、年休取得への配慮、臨床心理士のメンタルヘルス相談についても随時、実施可能な仕組みとしている。
Ⅱ-2-（2）-② 職員の福利厚生事業や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a	法人としての福利厚生事業（結婚・出産祝い金支給、住宅資金貸付等）が充実している。合わせて民間福利厚生事業も活用し、健康保険組合による健康増進も図られている。
Ⅱ-2-（3） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-（3）-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a	中期経営計画の最優先で取り組む事項として、職員の専門性の向上が明記されている。職員が研修受講後、会議等の場で他職員に伝達している。研修受講の成果は、日常業務への反映等の評価を行い、新たな研修計画の検討材料となっている。

<p>Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。</p>	<p>a</p>	<p>法人として実施する職域分野別の段階的スキルアップ研修に加え、人見保育所業務執行計画における職員の資質の向上のため、職員個々が業務目標と課題を設定した自己評価を摺合せし、保育所内での協議を踏まえ、組織が職員一人ひとりに求める専門性の向上の方針を踏まえた「人見保育園個別研修計画」を策定している。専門性向上を意図した研修としては、吃音障害児への支援のための言語障害児研修、入所児童の権利擁護を徹底するための個人情報学習会等、臨機応変の対応を行っている。</p>
<p>Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>研修受講の成果は、日常業務への反映等の評価を行い、新たな研修計画（カリキュラム等）に反映している。法人の中期経営計画や年2回実施している人事考課結果を鑑みて、組織が職員一人ひとりの保育業務に必要なってきたスキルについても集約し、予算策定にあわせて保育所の研修計画に反映している。また、職員のスキルアップを目的とした研修体制の充実のため、OJTにより職員の記録や事例検討の適格性をトレーニングしていこうとする意図を持って、保育実践研究に所長・主任が率先して参画し、人見保育園の問題意識を具体的な姿勢として示している。現在、正職員は全員が専門資格を取得している。（保育士、看護師、栄養士、調理師等）</p>
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受け入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>a</p>	<p>実習の概要・注意事項等が記載されたマニュアルを整備し、オリエンテーションを実施している。実習中の責任の所在は、養成校と取り交わしている文書に記載されている。保育全般を学び、体験できるようなプログラムを作成し、実習生個別の特性に応じた指導を行っている。</p>

Ⅱ-3 安全管理

	第三者評価結果	コメント
<p>Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。</p>		
<p>Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>事故等の緊急時対応については、「安全で安心なサービスを目指して～危機管理体制の確立」や危機管理規程に基づいた非常対策訓練の実施、火災時、食中毒発生時等の迅速な連絡体制が示される。事故防止・軽減のための方針・計画が示されている。災害・事故・感染症等への具体的な対応は、各種マニュアルの他、事故発生時の保護者対応マニュアルや不審者等対応マニュアルが整備されるとともに、月毎に火災や地震などの想定される災害場面を変え避難訓練が実施され、安全・安心確保の体制が認められる。</p>
<p>Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保の取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>危機管理規程に基づき災害発生時の対応の基本的方針が定められている。緊急連絡網を整備し迅速な対応を図るとともに、月1回の避難訓練、津波発生時の緊急避難先の確保（園庭に隣接する5階建集合住宅）等、保育所としての対策を講じている。また、地震発生時の想定に基づく協同参加型の一斉訓練である「シェイクアウト」に参加している。</p>
<p>Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p>	<p>a</p>	<p>安全管理マニュアルを作成するとともに、法人として危機管理部を設置している。施設・遊具の点検や、事故・ヒヤリハット事例の研修等を実施し、職員間で情報を共有し、事故・再発防止に効果をあげている。</p>

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果	コメント
II-4- (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4- (1) -① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	a	理念、方針、人見保育所業務遂行計画に、地域との連携を深め、地域社会から信頼される保育所づくりを標榜している。地域の行事等への参加、様々な世代交流を企画し、子どもの関心を広げ、社会体験の場としても活用する意図が確認できた。近隣の学校や小児科医との連携、所長自らが民生委員・児童委員であることを含め、地域の諸機関、住民の方々との日常的なコミュニケーションを密に行っている。
II-4- (1) -② 事業所が有する機能を地域に還元している。	a	人見保育所の持つ機能の地域還元に関しては、園舎・園庭を開放し地域の親子の憩いの場を提供する「ひとみっ子サークル」事業、ライブや劇と連動する子育て・発達相談、育児講座等の開催、福島町の限界集落での自然体験ワークキャンプによる世代間交流の実施、卒園児との交流、地域の高齢者との交流、父母会文庫による図書の出貸の実施等、積極的な活動に取り組んでいる。
II-4- (1) -③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a	ボランティア受け入れに当たっての確認事項等は、ボランティア受け入れマニュアルが整備されており、その基本姿勢が明確になっている。園では読み聞かせサークルや手遊びのボランティアを年6回受け入れている。また、将来、保育士を目指す高校生を年2回から3回受け入れているとともに、ボランティアカードにより、ボランティア後の感想を聴取し、事後の受け入れ体制に活かしている。
II-4- (2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4- (2) -① 必要な社会資源を明確にしている。	a	地域の社会資源として、市内の児童相談所、保健所、療育センター、消防署、医療機関、町内会、民生委員・児童委員等が人見保育所の基本(図)に明記され、定期的な連携・交流が図られている。具体的には、障害による要保護児童対策会議への参画や被虐待児にかかるネットワークの構築、保護者の精神疾患等に対応する随時相談の実施が挙げられ、各種ネットワークの要となっている。
II-4- (2) -② 関係機関等との連携が適切に行われている。	a	子育て家庭の多様化するニーズへの対応や児童虐待の早期発見、見守り、防止のため、市保健所、小学校、養護学校、聾学校、療育センターとの連携のもと、定期的なカンファレンスを行いながら子育て育児相談を開催している。子育て育児相談は人見保育所の保育士のカウンセラー力の強化にも繋がっている。また関係機関との連携については、保育所事業の開放等により、人見町内会と連携し園庭での盆踊りなどの他、災害等訓練における消防署との連携や、特別保育への取組の一環として老人福祉施設への訪問等による交流も積極的に展開している。地域の育児講座の開放、毎年共催している国際音楽祭への人見保育所ホールの開放、福島町役場・千軒地域活性化委員会の協力を得て、実施されているワークキャンプ等、幅広い連携ネットワークを活かした主催事業が展開されている。
II-4- (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4- (3) -① 地域の福祉ニーズを把握している。	a	保育所が公務員住宅、道営住宅と隣接していることから転勤児童への支援ニーズや学童保育へのニーズが高いという地域特性がある。また、発達につまづきのある子どもに対応するため、障害児保育の充実を目指している。被虐待児への対応や保護者のメンタルケア等についても保育所の持つ専門機能を通じて、保育・子育てニーズを的確に把握している。

<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>人見保育所の専門性を活かした「育児講座」の開放や、転勤児童への支援、保護者のメンタルケアにはニーズに応える事業を実施している。また、障害児への一時預かり保育等にも積極的に取り組んでいる。学童保育については組織体制面の課題が伴うことから、法人としての検討を促す必要性がある。</p>
--	----------	---

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
<p>Ⅲ-1-1 (1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-1 (1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保育所の理念及び基本方針は、職員会議・保育会議でも共有され、定期的な保護者説明会においても共通認識として理解が深まるよう取り組んでおり、保育課程と計画に反映されている。保育指針の一人ひとりの人格を尊重するような成長過程を考慮し、指導計画の改善も積極的に行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-1 (1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>個人情報取扱規程の職員周知や法人の研修においても、積極的にプライバシー保護に取り組んでいる。ホームページやおたよりなどへの写真掲載は、父母の会総会やクラス別懇談会で保護者に説明がされ掲載することへの承諾を得ている。また保護者からの相談等は、内容に関わらず個別の面談ルームを利用しプライバシーの配慮が徹底されている。</p>
<p>Ⅲ-1-1 (2) 利用者の満足の向上に務めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-1 (2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>定期的な保護者説明会や個人面談の実施では、内容を記録し、改善対策も積極的に行っている。また、連絡帳の活用や行事後のアンケート実施により、保護者の意向把握に努めている。</p>
<p>Ⅲ-1-1 (3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-1 (3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>気になる子などの専門的な相談には、臨床発達心理士の資格を持つ所長による助言や面談ルームの設置による配慮もされている。送迎時に担当保育士は、子どもの成長の様子を保護者へ声掛けしたり、意見箱の設置などで相談しやすい環境を心がけているとともに、保護者へのお便りや掲示板で説明がなされている。また、育児相談や子育てなんでも電話相談で地域の相談窓口としても開かれている。保護者への事前アンケートにおいても、どの職員にも話しかけ、あるいは相談しやすく、担任の先生だけではなく、先生方全員で子どもをみているのが伝わってくるなどのような記載があり、保育所としての真摯な取り組みが伺われる。</p>
<p>Ⅲ-1-1 (3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</p>	<p>a</p>	<p>苦情解決の仕組みや第三者委員を園内に掲示しており、保護者への周知を図っている。苦情解決の結果は園のおたよりなどで公表し、保育の質の向上に努めている。また、園内受付横に苦情申し立て箱が設置され、新年度の入所説明時や途中入所時に保護者に周知を行っている。</p>
<p>Ⅲ-1-1 (3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p>	<p>a</p>	<p>個別面談等での保護者からの意見・提案は迅速に対応できる体制にあり、その都度、状況に応じ、会議を臨時に開催し対応している。</p>

Ⅲ-2 サービスの質の確保

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2- (1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2- (1) -① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a	前回受審時に改善を求められる点のプライバシー保護規程の整備は行われ、建物の建て替え時に水回りの衛生管理については考慮され、計画的に改善されている。また、自己評価・第三者受審の意義を職員全員が理解し定期的に評価を行っているとともに、さらなる質の向上に向け保護者との連絡帳やアンケートなどでサービス内容の改善に取り組んでいる。
Ⅲ-2- (1) -② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a	保育会議やワークショップなどで、自己評価を行うとともに、日々の保育実践の中での気づきや生まれたものについても法人の「G o G o K A I Z E N」に提出している。法人では、園から提出のあった改善策等を法人全体で共有し、改善計画を立て実施している。
Ⅲ-2- (2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2- (2) -① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	a	子どもの状況に応じた保育提供の為に、健康管理・感染症対応・乳児保育などのマニュアルも整備されており、職員への周知が図られている。プライバシー保護の姿勢も保護者・職員に徹底されている。また画一的な保育にならないよう随時、見直しを行い対応している。
Ⅲ-2- (2) -② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	定期的な第三者評価受審結果を踏まえた改善への取り組みを行っている。建物の建て替えに伴う園庭などの自然環境整備は、保護者の意見も反映しつつ、計画的に取り組んでいる。
Ⅲ-2- (3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2- (3) -① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	a	一人ひとりの子どもの記録は保育の実践に関わる指導計画・保育日誌や子どもの成長や健康管理に関わる健診記録等の整備がされている。送迎時に保護者がカード（びいたっち）をかざすことにより、登園時間や出席人数がパソコンで把握される電子管理を導入し、給食担当や法人事務局と情報の共有化が行われ、個別対応が実施されている。
Ⅲ-2- (3) -② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	記録の管理は法人の規程に基づき管理責任者が設置され、保存期限を定め遵守されている。保育要録の情報開示についても、保護者並びに職員に周知されている。
Ⅲ-2- (3) -③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	a	職員会議・給食会議で情報を共有し、勤務体制による不在者へは申し送りや記録の回覧にて情報伝達の体系は整っている。ケース会議で個々の子どもの把握に努め、成長に合わせて検討に努めている。状況に応じて開催される緊急的な会議も全職員で共有できるよう柔軟な対応もしている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-3- (1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3- (1) -① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a	パンフレットやHPにおいて、保育方針や目標、保育内容がわかりやすく明示されている。見学希望者には随時、丁寧な説明を行っており、限界集落での自然体験など特徴的な自然の中での保育実践の内容が入園希望に繋がっているケースもある。
Ⅲ-3- (1) -② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	a	入所時には入園のしおりにて、保育内容、持ち物や感染症発生時の対応など説明している。また、保健だよりの発行や園内の掲示物で随時、行事案内などの周知を行っている。

Ⅲ-3- (2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3- (2) -① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	転園の受け入れ時には、十分プライバシーには配慮し、子どもの育ちの継続性を重視した関係機関との連携に努めている。進学先の小学校との連携では、保育要録の申し送りは書類だけではなく、必要に応じ面談等を密に行い、発達の継続性に努めている。卒園後も園児や保護者は同窓会など開催し、いつでも相談できる雰囲気がある。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-4- (1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4- (1) -① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a	定められた様式にて情報収集と評価を行い、計画を作成している。主任の指導により、記録や計画立案は組織的に作成されている。ニーズや発達の状況にあわせて評価の見直し・計画の再検討が行われている。アレルギー対応は、除去食の変更等、即時計画に反映するよう体制が整備されている。
Ⅲ-4- (2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4- (2) -① サービス実施計画を適切に策定している。	a	障害児保育も行っているが、他の児童と共に成長できるよう課題設定し、計画策定を行っている。職務分担表と業務遂行計画を保育の実践に努め、子ども一人ひとりの育ちのねらいに着目した計画策定に努めている。
Ⅲ-4- (2) -② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	保育課程に基づき、子どもの発達に応じた指導計画を作成し、保護者の意向も反映しながら柔軟な対応で見直しを行っている。保育の記録等、主任及び施設長が総合的に確認している。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1- (1) 養護と教育の一体的展開		
A-1- (1) -① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	a	保育課程は保育指針、法人の保育理念の趣旨をとらえ、基本方針に基づき、子どもの背景や発達過程をふまえ編成している。年度初めに保育説明会を開き、保護者の意見や要望を聞き、家庭の状況も考慮している。園開放や町内会行事の参加など地域との関わりをもち、地域の実態を把握している。全職員で定期的に評価を行い、その評価に基づき、保育課程の編成は、毎年度末に見直し、改善を行っている。
A-1- (1) -② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	看護師を配置し、日常の状態の観察を行うなど保健的な配慮をしている。担任制をとり、連絡ノートや口頭で家庭との連絡を密にし、一人ひとりの生活リズムや発達に合わせた援助をしている。離乳食は栄養士が家庭と連携をとりながら子どもの状況に配慮して行っている。看護師が中心になりSIDSに関する必要な知識は全職員に周知され、睡眠時は呼吸や健康状態を定期的に確認している。
A-1- (1) -③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	基本的な生活習慣の形成と自我の育ちを見守り、自発的な活動を促していく対応を心がけている。1歳児から動きやすいようにパンツをはき、トイレトレーニングも順調に進んでいる。0~2歳児クラスはクラス別保育を行い、大まかな年齢発達により、保育内容を変えている。保育士との関わりの中で、安心して過ごしなが探索活動が十分行われ、好きな遊びや全身を使うような様々な遊びを取り入れる工夫や配慮をしている。

<p>A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。子どもが自由に素材や玩具などを自分で取り出し、遊べるように工夫され、自発的活動や、友だちと協同して活動が出来るような働きかけをしている。リズム運動、わらべうた、戸外遊びや行事、自由遊びなどは異年齢の年長児と年少児、年長児と年中児など2クラスの縦割り保育を行い、保育内容や方法が配慮されている。</p>
<p>A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。</p>	<p>a</p>	<p>年長児の就学に向けての指導計画に基づき、保育を行っている。成長過程等保護者との連携を密にし、入学予定の小学校に保育所児童保育要録を作成し送るとともに、直接懇談を行う小学校もある。隣接する小学校の学習発表会や運動会などの学校行事へ参加し、交流している。</p>
<p>1-(2) 環境を通して行う保育</p>		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。</p>	<p>a</p>	<p>採光や換気、保湿、保温などの環境保健に配慮している。寝具類は2ヶ月に1度、家庭に持ち帰り乾燥させている。用務員が設備の管理や清掃をし、清潔に保たれている。安全面ではマニュアルにそって、定期的に点検記録している。年齢別の各保育室は子どもたちが安心した環境の中で、自由に遊びに取り組みるように配慮している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>一人ひとりの子どもに合わせ、丁寧な関わり、自らやろうとする気持ちを育むような保育に努めている。子どもは体を動かし実体験をし、仲間の中で様々なルールや生活習慣を身につけていく指針を実践している。広い自然空間を整備し、遊びを楽しむことが出来るように環境を工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをし、コーナー保育を中心として、子どもの発達、興味、関心に合わせ、自由に選択出来る遊びの時間や空間が確保されている。はだし保育を実施し、広い園庭に木の遊具を設置したり、果樹や木々を植え、子どもたちが遊びこめる園庭整備に努めている。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかがわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>福島町千軒地区で年長児の「森のワークキャンプ」を実施し、9回目を迎えた。地域の高齢者の力を借り、そば打ち体験や栗拾いなどで交流し、良い関係を作っている。「森と緑の会」とネットワークを組み、毎年各所で「親子植樹」を実施している。子どもたちは土や水や草花など自然に触れて、身体や五感を鍛え感性や想像力を養っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>a</p>	<p>食事後、絵本の読み聞かせや絵本コーナーで自由に好きな絵本を見ることが出来る。絵本や紙芝居の読み聞かせや父母会文庫で保護者と協力し合い、楽しい環境を提供している。感動ある文化に触れるために観劇会やコンサート、太鼓教室やわらべうた遊びなど、表現活動が自由に体験できる環境が整備されている。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>保育士それぞれが業務目標と課題を設定し、その取り組み状況を自己評価し、期末に所長と面談し、保育の質の向上改善を図っている。また、「自己評価ガイドライン」に基づいて年2回の保育会議等で自己点検や自己評価を行い、改善に向けて検討し、意識の向上につなげている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	a	入園時、児童票と面接で子どもの育ち、家庭環境について情報を得ている。入園後も、子ども一人ひとりの家庭環境や生活リズムを把握し、日常的に保護者との情報交換を行い、子どもの理解を深めている。毎月の保育会議で職員間の共通認識のもと、子ども一人ひとりに合わせた援助や要求に対して、その都度、気持ちを受け止めて対応している。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	特別支援保育について、特別支援保育士を配置し、会議でケース紹介、保育内容、配慮すべき点など報告し、全職員で検討し、共有化している。保育士は障害児保育の研修を受けている。各ケースについて関係機関との連絡、相談を密にし、発達支援を行っている。また保護者には日々、連絡ノートや懇談により、子どもの状況を共有している。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	延長保育は、ホール横の乳児保育室で家庭的雰囲気の中で、遊具や絨毯を敷き、のんびりとリラックスして遊べるように配慮している。その日の出来事は、延長保育の保育士が保護者に口頭で伝えている。
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	a	「園児の健康マニュアル」や「保健計画」を作成している。朝の視診、連絡ノートにより、子どもの伝染病のお知らせや保護者との情報交換を行っている。看護師が中心になり、一人ひとりの状況を常に把握している。特に対応に配慮が必要な場合は、職員間での情報を共有しながら、降園時は細かく保護者に伝えている。体調のすぐれない子どもには保護者と確認し、静養する場所が用意されている。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	子どもたち自身で配膳や後片付けなどを、手際よく協力し行っている。食育計画を作成し、食育の観点からも、野菜の栽培や収穫した野菜を調理し、保育に取り入れながら食べる楽しさを知らせている。「生活改善委員会」ボランティアに三色栄養について学ぶ機会があり、子どもたちが食べ物に関心を持つよう工夫している。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a	函館市給食統一献立表により、調理している。栄養士が子どもの食事の盛り付けを見守りながら喫食の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。保育士と調理員との連携が十分取られ、給食会議や日々の中で、子どもの喫食状況に合わせた献立や調理を工夫する意見交換をしている。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	a	年間計画に基づき健康診断を実施している。健診結果は個人別の健康カードに記録、職員間で情報を共有し、保護者に個別に報告している。健診後は、嘱託医とカンファレンスを行い、一人ひとりの子どもの発育・健康状態について話し合い、日々の健康管理に有効活用している。歯みがきについて、2歳児から看護師がブラッシングの指導をしている。
2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	a	除去食に関しては、医師による意見書を提出、専門医の指示を受け、個別に対応している。保護者から十分な聞き取りを行い、代替食を提供、誤食がないように配膳時には個別のトレイで確認している。アレルギー疾患等についての知識を持ち、誤食がないよう看護師、栄養士、担任、全職員で対応策を話し合い、共通理解をして進めている。

A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	a	「大量調理マニュアル」を整備し、調理場、水回りなどは衛生管理チェックリストにより衛生管理が継続的に行われている。また、「食中毒発生時対応マニュアル」を整備し、職員研修を実施している。トイレや水回りは清掃事項と時刻、担当者等を一覧にしたチェックリストを提示して定期的な点検を実施している。
---	---	---

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	a	食育計画を作成している。献立表や好評なレシピを配布している。その日の献立のサンプルを掲示している。給食便りで伝統的な季節の行事食を伝え、保育参観では、親子クッキング教室や給食の試食会を行い、発育期にある子どもの食事の重要性を伝えている。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	a	0~1歳児の他に希望する保護者には5歳児まで連絡帳がある。クラスでの出来事を「今日のように」としてボードで記載するとともに、送迎時に日常的な情報交換を行い、保護者との信頼関係を築いている。子育て支援センター相談室「おひさまのへや」を設け、所長が相談や支援を行い、園内の保護者支援コーディネーターも兼ねている。個別支援の子育て相談に応じている他、個人懇談の記録は日誌の保護者支援欄に記入し職員の共通理解を図っている。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	a	年度初めの4月に保育説明会を設け、保護者へ子どもの発達や育児、保育の意図や園からのお願いやお知らせを伝えている。保護者から意見や要望も聞き、相互理解のための話し合いの場を設けている。クラス懇談会は年3回行って、所長や主任保育士が参加している。保護者の保育参加は年2回実施し、親子で給食を食べたり、遊びに参加して子どもの様子や保育の共通理解を図っている。
A-3-(1)-④虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	a	虐待防止マニュアル、虐待対応マニュアルを整備し、職員研修を行っている。施設長、主任が虐待予防ネットワークのサポートメンバーとなり、「要保護児童地域対策会議」に出席している。保育の中での視診、子どもや家庭の不適切な養育状況を把握して、園全体で情報を共有し、虐待の未然の防止や早期発見に努めている。情報は速やかに施設長に届く体制と行政や関係機関との連携体制を整えている。今年是对象ケースはない。